

密猟の防止を目的とした国頭村内林道 夜間通行止め 実証実験のお知らせ

ヤンバルテナガコガネやリュウキュウヤマガメ、野生のランなど、やんばるの森の野生動植物を密猟者から守るため、環境省を中心に密猟の防止に向けた普及啓発や密猟パトロールなども行われておりますが、現在でも密猟と思われる情報が多く寄せられております。

このため沖縄県では、これまでのパトロールなどの取組に加えて、密猟者の侵入を物理的に阻止する手法を検討するため、林道の夜間通行止めの実証実験を実施いたします。

今回の林道夜間通行止めにつきましては、やんばるの貴重な動植物や自然を守りたいと願う地元住民の皆様、県民の願いをもとに実施します。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

実施期間

令和 **7** 年 **8** 月 **29** 日(金)～
令和 **7** 年 **10** 月 **25** 日(土)

実施時間帯

夜間 **19** 時(通行止め)～
翌朝 **7** 時(解除) ※期間中、毎日行います

夜間通行止めの場所

国頭村内の林道

お問い合わせ

沖縄県自然保護課
自然史博物館誘致・自然遺産班
☎098-866-2243

※詳しくは沖縄県自然保護課ホームページをご覧ください

協力機関

沖縄県森林管理課、国頭村、環境省沖縄奄美自然環境事務所
林野庁沖縄森林管理署

夜間通行止め実証実験の主な対象外

- (1) 救急救命や遭難・災害救助など緊急を要する事情を目的とした夜間通行
- (2) 通行止めゲートの箇所を通行する必要がある土地の所有者の夜間通行
- (3) 国頭村の夜間通行の許可を受けた者で「調査」、「研究」、「観察(※観光案内及び教育を含む)」及び「密猟のパトロール」を目的に申請した者の通行(※国頭村の許可は、同時に実証実験中の県営林道の通行許可とみなします。)

種の保存法で指定する野生生物の捕獲、売買、譲渡、譲受は**禁止**

密猟は犯罪



「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響により減少が見られる種等を「国内希少野生動植物種」また特にその保存を緊急に図る必要があると認められる種は「緊急指定種」に指定され、捕獲・殺傷、売買・譲渡、輸出入、陳列などが禁止されています。

種の保存法に違反をした場合の罰則

	個人の場合	法人の場合
違法な譲渡や捕獲等	5年以下の懲役 または 500万円以下の罰金	1億円以下の罰金

絶滅のおそれを高める要因の1つは、私たち人間による**「捕獲・採集」**で、商業目的や鑑賞目的による**乱獲や盗掘**などが**大きな影響**を与えています。

やんばるの森の豊かな自然環境を将来にわたって残していくために、
野生動植物を**「むやみに獲らない」**ようにしましょう。

※種の保存法以外に、国や県の天然記念物、市町村条例等によって保護されている種もあります。
それぞれの規制内容については各団体にお問い合わせください。